

第3部 資料編

〇札響くらぶ会則

制定 平成 8 年 8 月 20 日 設立総会
改正 平成 9 年 5 月 24 日
平成 10 年 6 月 9 日
平成 16 年 6 月 5 日
平成 18 年 4 月 22 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、「札響くらぶ」と称する。

(事務局)

第 2 条 札響くらぶの事務局を、札幌市中央区中島公園 1 番 15 号 (札幌コンサートホール) 財団法人札幌交響楽団内に置く。

(目的)

第 3 条 札響くらぶは、札幌交響楽団 (以下「札響」という。) の演奏を楽しみ、その活動を支援するとともに、会員相互の交流を図り、併せて音楽文化の普及、発展、向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 札響くらぶは、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 会員の募集
- (2) 札響定期会員の普及と拡大
- (3) 会報「札響くらぶ」の発行
- (4) ホームページの管理運営等広報活動
- (5) コンサートの開催
- (6) 会員と札響団員及び会員相互の交流の促進
- (7) 札響演奏会の練習見学会の開催
- (8) 他の交響楽団のファンクラブ組織との交流
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(会員)

第 5 条 札響くらぶの会員は、第 3 条の目的に賛同する者とする。

- 2 会員は、一般会員とファミリー会員とする。
- 3 一般会員は、1 個人として入会した者とする。
- 4 ファミリー会員は、一般会員の家族とする。

(会員の入会)

第 6 条 札響くらぶの会員として入会しようとする者は、入会申込書により申し込むものとする。

(会費)

第 7 条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員は、年額 2,500 円 (うち、500 円は札幌交響楽団支援金に充てる。)

(2) ファミリー会員は、1 人につき年額 1,000 円
2 会員は、入会時に入会年度の会費を支払うものとする。

3 会員は、入会年度の翌年度以降の会費は、札響くらぶから送付される会費振込依頼書より、当該年度の会費を支払うものとする。

(会員の退会及び資格の喪失)

第 8 条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。

第 3 章 役員

(役員)

第 9 条 札響くらぶに、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 事務局長 1 人
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 会 計 1 人
- (6) 会計監査 2 人

2 札響くらぶの運営に関し、必要な助言を受けるため、顧問を置くことができる。

(選任等)

第 10 条 会長及び会計監査は、会員の互選により、総会において選任する。

2 副会長、事務局長、事務局次長及び会計は、運営スタッフのうちから会長が指名する。

3 顧問は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 11 条 会長は、札響くらぶを代表し、その会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局長は、札響くらぶの事務を統括し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に

事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

- 5 会計は、札幌くらぶの会計事務を処理し、収入及び支出の状況を総会に報告する。
- 6 会計監査は、会計の状況を監査し、総会に報告する。
- 7 顧問は、運営スタッフ会議に出席し、札幌くらぶの運営に関し、必要な助言を行うものとする。
(役員任期)

第12条 札幌くらぶの役員任期は2年とする。
ただし、再任を妨げない。

第4章 会議 (総会)

- 第13条 総会は、札幌くらぶの最高意思決定機関とし、会長が1年に1回これを招集し、役員選任、重要な事業計画、予算及び決算を審議する。
- 2 会長は、必要が生じたときは、臨時に総会を招集することができる。
- 3 総会は、出席会員の多数決によって議決する。
(運営スタッフ会議)

第14条 札幌くらぶの事業運営に関する事項を審議するため、運営スタッフ会議を設置する。

- 2 運営スタッフ会議は、総会に次ぐ意思決定機関とする。
- 3 運営スタッフ会議は、会長、運営スタッフ及び会計監査をもって構成する。
- 4 運営スタッフは、会員のうちから会長が指名する。
- 5 運営スタッフ会議は、次の事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事業計画の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない事業の執行に関する事項

6 運営スタッフ会議は、毎月1回開催する。ただし、必要があるときは1回以上開催することができる。

(コンサート実行委員会)

第15条 コン서트実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、コンサートを開催する都度設置する。

- 2 実行委員会の委員は、会長及び運営スタッフをもって充てる。
- 3 実行委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 実行委員会に会計責任者を置き、委員のうちから選任する。

第5章 会計

(会計の種類)

第16条 会計は、普通会計及び特別会計とする。

- 2 普通会計は、札幌くらぶの運営に関する会計とする。

- 3 特別会計は、コンサートの運営に関する会計及び札幌交響楽団支援に関する会計とする。
(札幌交響楽団支援特別会計)

第17条 札幌交響楽団支援特別会計(以下「支援会計」という。)を置く。

- 2 支援会計は、札幌くらぶコンサート運営費、札幌定期会員の拡大に要する経費、法人維持委員会費及び札幌支援に要する経費の支出に充てることことができる。

- 3 支援会計は、他の会計と区分して処理する。
(会計年度)

第18条 札幌くらぶの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告及び決算)

第19条 札幌くらぶの会計報告、収支計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに、会長が作成し、会計監査の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算において剰余金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

第6章 雑則

(細則)

第20条 この会則の施行及び札幌くらぶの運営について必要な細則は、運営スタッフ会議で協議し、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成8年8月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年5月24日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成10年6月9日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成16年6月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成18年4月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。